

島根県最低賃金改正のお知らせ

島根県内の事業場に使用されるすべての労働者に適用される島根県最低賃金が次のとおり改正されました。

この金額は、**平成17年10月1日以降**の賃金から適用されます。

時間額 612円

なお、最低賃金には、

- ①臨時に支払われる賃金
- ②1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- ③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する賃金
- ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

は含みませんので注意してください。

最低賃金については **島根労働局労働基準部賃金室(☎0852-31-1158)** または **松江・出雲・浜田・益田の各労働基準監督署**にお問い合わせください。

国民年金保険料免除制度について

国民年金に加入している20歳から60歳未満の方で、自営業や、学生など第1号被保険者の皆さんは、国民年金保険料を納めなければなりません。保険料をきちんと納めていないと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金も受けられない場合があります。

しかし、長い加入期間には保険料を納めることが困難な場合も生じてきます。そんな時は、保険料免除制度がありますのでご相談ください。

《免除となる方》

【法定免除】届け出れば全額免除となります。

- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方

【申請免除】申請し、認められると免除となります。

- ・前年の所得が基準以下の方
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ・障害者あるいは寡婦であって前年所得が基準以下の方
- ・天災や失業によって保険料を納めることが著しく困難な方

[全額免除]国民年金保険料(月額13,580円)が免除となります。

[半額免除]国民年金保険料の半額(月額6,790円)が免除されます。

残りの半額保険料6,790円は納付が必要です。半額保険料を納付されない場合は、将来の年金額や、年金受給資格期間に反映されません。(※国民年金保険料額は平成17年度の額です。)

《免除の承認期間と審査に必要な所得》

- ・周期は、7月から翌年6月です。
- ・平成17年4月から承認期間をさかのぼることができるようになりました。
- ・平成17年7月から平成18年6月の間に免除を希望する期間がある場合は、平成16年の所得により審査され、平成17年7月から平成18年7月の間に申請する必要があります。

《免除と年金額》

- ・全額免除された期間は、その期間を納付された場合に算出される金額の3分の1に減額されます。
- ・半額免除に承認され半額保険料を納付された場合は、その期間を納付された場合に算出される金額の3分の2に減額されます。

《追納制度》

- ・一般的に保険料納付期限は2年ですが、免除承認された期間は、10年以内に保険料を納めること(追納)ができます。2年を経過すると当時の保険料額に加算額が付加されます。追納することにより、将来の年金額は減額されません。

《学生納付特例・若年者納付猶予》

- ・学生のため保険料納付困難な場合は、学生納付特例制度の対象となります。
- ・30歳未満の学生でない方で納付困難な方は、若年者納付猶予の制度の対象となります。

《免除申請の簡素化》

申請免除で全額免除に該当する多くの方が翌年度も全額免除になっている実態を踏まえ、平成17年7月から手続きが簡素化されました。

申請免除(全額免除)及び若年者納付猶予に承認された方で、翌年度以降引き続き申請することをご本人が申請当初申し出た場合に、翌年度以降の申請書の提出を省略するものです。ただし、所得などの要件の審査は社会保険事務所が行い、審査結果を通知いたします。審査結果によっては、翌年度に承認されない場合もあります。また、会社に勤務するなど国民年金第1号被保険者でなくなった場合は簡素化の対象ではありませんので、再度加入した時は免除の申請が必要です。

なお、免除理由によってはこの簡素化の対象にならない場合がありますのでご注意ください。(生活扶助以外の扶助の受給、天災や失業、特別障害給付金受給など)

《参考資料》

○免除の対象となる所得のめやす

| 世帯員数 | 免除の対象となる所得 | |
|----------|------------|-------|
| | 全額免除 | 半額免除 |
| 4人世帯 | 162万円 | 282万円 |
| 2人(夫婦)世帯 | 92万円 | 195万円 |
| 単身世帯 | 57万円 | 141万円 |

*この表はあくまでめやすですので、ご注意ください。

○追納保険料額

(平成17年4月から平成18年3月までに納付する場合の月額)

【全額免除】

| 承認を受けた月の年度 | 追納額 | 承認を受けた月の年度 | 追納額 |
|------------|---------|------------|---------|
| 平成7年度 | 16,310円 | 平成12年度 | 14,600円 |
| 平成8年度 | 16,260円 | 平成13年度 | 14,040円 |
| 平成9年度 | 16,040円 | 平成14年度 | 13,500円 |
| 平成10年度 | 15,790円 | 平成15年度 | 13,300円 |
| 平成11年度 | 15,190円 | 平成16年度 | 13,300円 |

【半額免除】

| 承認を受けた月の年度 | 追納額 | 承認を受けた月の年度 | 追納額 |
|------------|--------|------------|--------|
| 平成14年度 | 6,750円 | 平成16年度 | 6,650円 |
| 平成15年度 | 6,650円 | | |